

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年9月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300063 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300006 号

第 1 結論

昭和 62 年 12 月 21 日から昭和 63 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 12 月 21 日から昭和 63 年 4 月 1 日まで

年金記録によると、請求期間の国民年金保険料は免除となっているが、母から請求期間である昭和 62 年 12 月分から昭和 63 年 3 月分までの国民年金保険料を立て替え払いしたとの報告を昭和 63 年 4 月以降に受けており、年金記録問題が起こった時に、あなたのもと思われるような年金の記録があるので確認くださいという書類が届いていたので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、オンライン記録によると、請求者に対して払い出された国民年金の記号番号(*)は、令和 2 年 12 月 9 日に基礎年金番号に統合され、当該記号番号の請求期間に係る国民年金保険料は申請免除とされている。

また、請求期間当時の請求者の住所地である A 県 B 市 (以下「B 市」という。) の回答及び B 市が提出した電子データによると、請求期間に係る請求者の国民年金保険料は申請免除と記録されている上、B 市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間は免除期間と記録されており、オンライン記録と矛盾はない。

さらに、請求者が提出した年金手帳に記載されている国民年金の記号番号(*)は、前述の基礎年金番号に統合された記号番号と同一であり、日本年金機構、B 市及び請求期間前の請求者の住所地である C 市は、請求者に対する前述の国民年金の記号番号とは別の記号番号の払出しを確認できない旨回答しており、請求者に対して別の記号番号が払い出された形跡はない。

なお、日本年金機構が保管する請求者から返送された書類 (年金記録の確認のお知らせ及び年金加入記録回答票) は、請求者のものである可能性が高い記録として、国民年金に加入した年月日 (昭和 62 年 12 月 21 日) 及び加入しなくなった年月日 (昭和 63 年 4 月 15 日) の記載はあるが、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者が当該保険料を納付していたとする母親について、請求者は、母親は当時のことは覚えていない旨陳述している。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300065 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300019 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 2 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

私は、大学在籍中の平成 22 年 2 月 15 日から、A 社で、常勤の社員と同様の働き方をしていたが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求者は、平成 22 年 2 月 15 日に A 社（雇用保険上の事業所の名称は「B 社」）において雇用保険被保険者資格を取得（離職年月日は平成 23 年 5 月 20 日）していることが確認できる。

しかしながら、A 社は、請求者の同社における勤務開始時期、雇用形態及び請求期間当時の厚生年金保険の加入の取扱いについては、資料が無く不明である旨回答しており、現在、同社の事務を受託している社会保険労務士事務所及び過去に同社と顧問契約を結んでいた社会保険労務士事務所も請求期間当時の資料の保管はない旨陳述していることから、請求者の請求期間における具体的な勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、請求期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者については、いずれも雇用保険被保険者資格の取得年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が一致していないことから、請求期間当時、同社では必ずしも従業員をその勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

なお、請求者の住所地である C 市の回答によると、請求者は、請求期間当時、同市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。